

令和 7 年第 2 回尾鷲市議会臨時会会議録

令和 7 年 6 月 20 日（金曜日）

○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 20 日（金）午前 10 時開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙について

日程第 3 選挙第 2 号 副議長選挙について

日程第 4 議席の指定

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 会期の決定

日程第 7 発議第 3 号 行政常任委員の選任について

日程第 8 発議第 4 号 議会運営委員の選任について

日程第 9 選挙第 3 号 紀北広域連合議会の議員の選挙について

日程第 10 選挙第 4 号 三重紀北消防組合議会の議員の選挙について

日程第 11 選挙第 5 号 東紀州環境施設組合議会の議員の選挙について

日程追加 議案第 42 号 尾鷲市監査委員の選任について

日程第 12 議案第 40 号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 13 議案第 41 号 令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について

（提案説明、質疑、委員会付託）

日程第 14 議案第 40 号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 15 議案第 41 号 令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 16 報告第 2 号 専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）

日程第 17 報告第 3 号 専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）

日程第 18 報告第 4 号 専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険

税条例の一部改正)

- 日程第 19 報告第 5 号 専決処分事項の承認について（令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 12 号））
- 日程第 20 報告第 6 号 専決処分事項の承認について（令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 21 報告第 7 号 専決処分事項の承認について（令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 2 号））
(報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 22 報告第 8 号 令和 6 年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 23 報告第 9 号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
- 日程第 24 報告第 10 号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
- 日程第 25 報告第 11 号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 7 年度事業計画及び予算について
(報告、質疑)
- 日程第 26 発議第 5 号 議会運営委員会事務調査に関する決議
- 日程第 27 発議第 6 号 行政常任委員会事務調査に関する決議
(質疑、討論、採決)

○出席議員（10名）

1番 小川公明 議員	2番 西川守哉 議員
3番 野田憲司 議員	4番 入田真嘉 議員
5番 佐々木康次 議員	6番 中井勇気 議員
7番 南靖久 議員	8番 仲明 議員
9番 中村文子 議員	10番 西野雄樹 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市長 加藤千速君

副 市 長	下 村 新 吾 君
政 策 調 整 課 長	三 鬼 望 君
總 務 課 長	森 本 真 明 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	大 和 秀 成 君
稅 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	湯 浅 大 紀 君
福 祉 保 健 課 長	山 口 修 史 君
教 育 長	田 中 利 保 君
教育委員会生涯学習課長	世 古 基 次 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 茅 豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱 野 敏 明
議 事 ・ 調 査 係 書 記	世 古 紋 加

〔開会 午前10時00分〕

事務局長（高芝豊君） おはようございます。議会事務局局長の高芝でございます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、仲明議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。
仲明議員、議長席へお願ひいたします。

臨時議長（仲明議員） ただいま御紹介いただきました仲です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひをいたします。

これより、令和7年第2回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。
開会に当たり、市長より御挨拶があります。
市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 皆さん、おはようございます。
議員の皆様には令和7年第2回臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第40号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」及び議案第41号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」の議案2件と報告第2号「専決処分事項の承認について」、すなわち尾鷲市市税条例の一部改正をはじめとする報告10件を提出させていただきました。よろしく御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

臨時議長（仲明議員） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

次に、事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。
事務局長。

事務局長（高芝豊君） 報告します。

本日の臨時会の議題は、当議会の組織、構成に関する案件が多く、また、議案につきましては、不完全な部分がございますので、御了承のほどよろしくお願ひ

いたします。

なお、本日の議事及び選挙進行予定表を通知いたしますので、御参照いただきたいと思います。

報告は以上でございます。

臨時議長（仲明議員） それでは、最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、選挙第1号「議長選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

臨時議長（仲明議員） これより、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（仲明議員） ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

臨時議長（仲明議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（仲明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

臨時議長（仲明議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

局長。

（点呼・投票）

臨時議長（仲明議員） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（仲明議員） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、中村文子議員、10番、西野雄樹議員を指名いたします。

それでは、両議員の立会いをお願いいたします。

開票いたします。

（開 票）

臨時議長（仲明議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。

有効投票のうち、小川公明議員10票。

以上のとおりであります。

（議場開鎖）

臨時議長（仲明議員） ただいま議長に当選されました小川公明議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長に当選されました小川公明議員から御挨拶があります。

小川議員。

〔議長（小川公明議員）登壇〕

議長（小川公明議員） ただいま議長に御選任を賜りました小川公明でございます。

議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まずは、議員の皆様の御推挙に対しまして、心より感謝申し上げます。議員各位と執行部の皆様の御協力と御理解をいただきながら円滑な議会運営に努め、議長の重責を果たしてまいりの所存でございます。

さて、人口減少や少子高齢化の進展、物価高騰など、本市を取り巻く社会・経済環境は依然として大変厳しい状況であり、このたびの市議会議員選挙において貴重な議席を託していただいた市民の皆様の負託に応えるため、高齢者や子供、子育て世代に対応した施策、水産業をはじめとする地場産業の活性化策など、市民生活に密着した諸課題の解決に向け、議会も市民の皆様の声を市政に反映させるべく、銳意取り組んでまいります。

議会は、市長と同じく選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う合議制の代表機

関であることを再認識し、監視機能を果たしながら、議決責任、説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

また、議会は議論をする場であり、私は、議員の皆様のお考え、主義主張はそれぞれ異なり、賛成、反対、様々な御意見を活発に議論していただくことが重要であると考えております。市長、執行部、議員間で議論を重ねる中においても、互いに敬意を払いながら合意形成に向けた前向きな議論ができるような環境を整えることに注力し、議会運営に鋭意努力してまいります。議員の皆様におかれましては、何とぞ御理解、御支援賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

臨時議長（仲明議員） ありがとうございました。

これで私の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

それでは、小川公明議長、議長席にお着き願います。

(小川公明議長、議長席に着席)

議長（小川公明議員） 次に、日程第3、選挙第2号「副議長選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（小川公明議員） これより、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長（小川公明議員） ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議長（小川公明議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長（小川公明議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

(点呼・投票)

議長（小川公明議員）投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員）投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、南靖久議員、8番、仲明議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

開票いたします。

(開票)

議長（小川公明議員）選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票でございます。

有効投票のうち、仲明議員10票。

以上のとおりであります。

(議場開鎖)

議長（小川公明議員）ただいま副議長に当選されました仲議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました仲議員から御挨拶があります。

8番、仲議員。

[副議長（仲明議員）登壇]

副議長（仲明議員）ただいま副議長に御推挙いただきまして、議員皆様に御礼を申し上げます。議長の補佐として全力を挙げて努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

(拍手)

議長（小川公明議員）ありがとうございました。

次に、日程第4、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸氏の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（小川公明議員） ただいま朗読のとおり、議席を指定いたしました。

次に、日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、2番、西川守哉議員、3番、野田憲司議員を指名いたします。

次に、日程第6、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日だけに決定いたしました。

ここで暫時休憩して、全員協議会を第二・第三委員会室で開きますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

[休憩 午前10時28分]

[再開 午前10時38分]

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7、発議第3号「行政常任委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（小川公明議員） お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、行政常任委員に指名いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々を行政常任委員に選任することに決しました。

ここでお諮りいたします。

委員会条例第2条第1項では、議長は、議会の同意を得て、常任委員を辞任することができる旨、規定されております。本規定に基づき、私、小川は行政常任

委員を辞任いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員） 異議なしと認めます。したがいまして、私、小川は行政常任委員を辞任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩し、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催し、正副委員長の互選をしていただき、その結果を議長まで御報告お願ひいたします。

なお、行政常任委員会終了後、全員協議会を開きますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前10時40分]

[再開 午前11時14分]

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行行政常任委員会が開かれ、正副委員長の互選結果が届いておりますので、お知らせいたします。

行政常任委員会の委員長には南靖久議員、同副委員長には西野雄樹議員であります。よろしくお願ひいたします。

次に、日程第8、発議第4号「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元の発議を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（小川公明議員） お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいまの朗読のとおり、議会運営委員に指名いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員に選任することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩し、第二・第三委員会室において議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をしていただき、その結果を議長まで御報告お願ひいたします。

なお、議会運営委員会終了後、全員協議会を開きますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前11時17分〕

〔再開 午前11時39分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の結果が届いておりますので、お知らせいたします。

議会運営委員会の委員長には南靖久議員、同副委員長には佐々木康次議員であります。よろしくお願いいいたします。

次に、日程第9、選挙第3号「紀北広域連合議会の議員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（小川公明議員） お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、紀北広域連合議会の議員には、入田真嘉議員、佐々木康次議員、南靖久議員、中村文子議員、西野雄樹議員と私、小川を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、紀北広域連合議会の議員に当選されました。

ただいま紀北広域連合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。よろしくお願いたします。

次に、日程第10、選挙第4号「三重紀北消防組合議会の議員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（小川公明議員） お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、三重紀北消防組合議会の議員には、西川守哉議員、野田憲司議員、南靖久議員と私、小川を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、三重紀北消防組合議会議員に当選されました。

ただいま三重紀北消防組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。よろしくお願いいたします。

次に、日程第11、選挙第5号「東紀州環境施設組合議会の議員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（小川公明議員） お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙につきましては、その選挙の方法を地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名すること

に決しました。

それでは、東紀州環境施設組合議会の議員には、南靖久議員と私、小川を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、東紀州環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、東紀州環境施設組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。よろしくお願ひいたします。

ここで昼食のため、休息をいたします。再開は午後1時からといたします。

[休憩 午前1時45分]

[再開 午後 0時59分]

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、諸般の報告がございます。

本日提出されました議案第42号を配付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

報告は以上でございます。

お諮りいたします。

本日提出されました議案第42号「尾鷲市監査委員の選任について」を議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号「尾鷲市監査委員の選任について」を日程に追加し議題といたします。

それでは、地方自治法第117条の規定により、ここで中村文子議員の退席を求めます。

(中村文子議員 退席)

議長（小川公明議員） 事務局長をして、お手元の議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（小川公明議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回追加議案として提案しております議案第42号「尾鷲市監査委員の選任について」につきまして説明いたします。

本市監査委員は、議会の同意を得て、識見を有する者1名及び議会議員のうちから1名の選任をいただいておりますが、今月8日に尾鷲市議会議員一般選挙が執行され、市議会議員が改選されたことに伴い、新たに中村文子氏を尾鷲市監査委員に選任いたしましたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号「尾鷲市監査委員の選任について」は人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

議案第42号「尾鷲市監査委員の選任について」、原案のとおりに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（小川公明議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり同意することに決しました。

ここで中村議員の入場を求める。

（中村文子議員 入場）

議長（小川公明議員） 次に、日程第12、議案第40号「尾鷲市委員会の委員等の

報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」及び日程第13、議案第41号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」の2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第40号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」及び議案第41号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」の2議案につきまして説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第40号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、投票立会人をはじめとする選挙関係職員に係る報酬額の基準が最近の物価の変動等を考慮して引き上げられたことを踏まえ、本市においても投票立会人の報酬額について、国の新たな基準額に準じた水準とすることで選挙事務の円滑な執行と職務に対する適切な対価の確保を図る必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

3ページを御覧ください。

議案第41号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算書（第3号）及び予算説明書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万4,000円を追加し、これにより予算総額を121億4,313万1,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金33万4,000円の増額は、法改正に伴う選挙管理委員等の報酬改定に係る参議院議員選挙執行委託金17万3,000円及び三重県知事選挙執行委託金16万1,000円のそれぞれ増額であります。

次に、歳出について説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。2款総務費、4項選挙費、4目参議院議員選挙費17万3,000円の増額及び5目三重県知事選挙費16万1,000円の増額は、いずれも選挙管理委員等の報酬改定による増額であります。

以上をもちまして、議案第40号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」と議案第41号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の議案は、所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午後 1時08分〕

〔再開 午後 1時26分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第40号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」及び日程第15、議案第41号「令和7年度尾鷲市

一般会計補正予算（第3号）の議決について」の2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、南委員長。

〔7番（南靖久議員）登壇〕

7番（南靖久議員） それでは、委員長報告をさせていただきます。

行政常任委員会に付託されました議案第40号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」及び議案第41号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」、以上の2議案につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告いたします。

今回付託されました議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、本市における投票立会人の報酬額については国の基準額に準じた見直しを行うもので、議案第40号につきましては、条例の一部改正を、議案第41号については、今年度実施が予定されております参議院選挙及び三重県知事選挙の執行委託金について、報酬基準の見直しに伴う増額分33万4,000円を補正予算計上したものであります。

本議案につきましては、先ほど、市長、副市長並びに関係課長の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第40号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」及び議案第41号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第14、議案第40号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第41号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、報告第2号「専決処分事項の承認について」（尾鷲市市税条例の一部改正）から日程第21、報告第7号「専決処分事項の承認について」（令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号））までの報告6件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告6件につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件につきまして説明いたします。

報告第2号「専決処分事項の承認について」の尾鷲市市税条例の一部改正から報告第7号「専決処分事項の承認について」の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）までの6件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書の 4 ページを御覧ください。

報告第 2 号「専決処分事項の承認について」の尾鷲市市税条例の一部改正につきまして説明いたします。

報告第 2 号「専決処分事項の承認について」の尾鷲市市税条例の一部改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地方税における控除要件等の見直しが行われたことから、市税条例において所要の整備を行う必要が生じたため、条例の一部を改正したものであります。

11 ページを御覧ください。

報告第 3 号「専決処分事項の承認について」の尾鷲市都市計画税条例の一部改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、都市計画税における特例措置の適用条項等の整合を図る必要があることから、条例中の引用条項等について所要の整備を行うため、条例の一部を改正したものでございます。

14 ページを御覧ください。

報告第 4 号「専決処分事項の承認について」の尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、軽減判定基準に係る計算基準額が見直されたことから、条例の一部を改正したものであります。

17 ページを御覧ください。

報告第 5 号「専決処分事項の承認について」の令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 12 号）につきまして説明いたします。

歳入では、地方譲与税及び各交付金の額の確定による増減、また、ふるさと応援寄附金の歳入見込みに伴う減額等であります。

歳出では、予算の補正に伴う財政調整基金積立金の増額と、歳入の減額等による、ふるさと応援基金積立金及び森林環境譲与税基金積立金の減額であります。

これにより、歳入歳出にそれぞれ 3,455 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 126 億 6,471 万 3,000 円とする歳入歳出予算の補正であります。

こちらにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分を行ったものであります。

19 ページを御覧ください。

報告第 6 号「専決処分事項の承認について」の令和 7 年度尾鷲市一般会計補正

予算（第1号）につきましては、5月14日に専決処分を行ったもので、民法第709条に基づく損害賠償請求事件に係る弁護士費用として歳入歳出にそれぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億4,206万4,000円とする歳入歳出予算の補正であります。

21ページを御覧ください。

報告第7号「専決処分事項の承認について」の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）につきましては、6月10日に専決処分を行ったもので、地方自治法第242条の2、住民訴訟に基づく違法支出返還請求事件に係る弁護士費用として歳入歳出にそれぞれ73万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億4,279万7,000円とする歳入歳出予算の補正であります。

以上をもちまして、報告第2号「専決処分事項の承認について」の尾鷲市市税条例の一部改正から報告第7号「専決処分事項の承認について」の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）までの説明とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

2番、西川議員。

2番（西川守哉議員） 報告第7号は分かるんですけど、第6号は、どういう案件でこれを専決されたのか、その案件の内容を教えてください。

議長（小川公明議員） 総務課長。

総務課長（森本眞明君） それでは、報告させていただきます。

報告6号でございます。こちらのほう、5月14日に専決処分させていただいたものでございますが、訴状の内容に関しましては、民法の790条に基づき公益認可地縁団体、曾根区の申請手続に対しまして故意の不作為があったと関する損害賠償の提起がございましたので、この事件に係る弁護士費用といたしまして64万円を計上させていただいたものでございます。

議長（小川公明議員） 2番、西川議員。

2番（西川守哉議員） どのような内容かというの、その文じゃなく、ざくっとでもいいですから、どういう案件でしたか、それ、しばらくちょっと教えてください。

議長（小川公明議員） 総務課長。

総務課長（森本眞明君） 先ほども申し上げましたが、その公益認可地縁団体、曾根

区の部分に関しまして、申請の手続に対しましての故意の不作為があつたということでの訴状でございますので、その内容に対して応訴させていただく弁護士費用でございます。

議長（小川公明議員） 2番、西川議員。

2番（西川守哉議員） いや、曾根区は分かるんですけど、曾根区のどのような案件だったのかを聞いているんです。

議長（小川公明議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（湯浅大紀君） 訴状によると、ただいま総務課長のほうからも申し上げたとおり損害賠償請求事件なんですけれども、認可の取消しですよね、曾根区の、を求めてきているということでございます。

議長（小川公明議員） よろしいですか。

2番（西川守哉議員） はい。

議長（小川公明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第16、報告第2号「専決処分事項の承認について」（尾鷲市市税条例の一部改正）を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第2号は承認されました。

次に、日程第17、報告第3号「専決処分事項の承認について」（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第18、報告第4号「専決処分事項の承認について」（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第19、報告第5号「専決処分事項の承認について」（令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号））を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第5号は承認されました。

次に、日程第20、報告第6号「専決処分事項の承認について」（令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員）　挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第6号は承認されました。

次に、日程第21、報告第7号「専決処分事項の承認について」（令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（小川公明議員）　挙手多数。

挙手多数であります。よって、報告第7号は承認されました。

次に、日程第22、報告第8号「令和6年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」から日程第25、報告第11号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和7年度事業計画及び予算について」の報告4件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告4件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告第8号「令和6年度尾鷲市一般会計繰越明許費、繰越計算書について」につきまして説明いたします。

議案書の23ページを御覧ください。

報告第8号「令和6年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、津波避難タワー整備事業をはじめとする7事業について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

25ページを御覧ください。

報告第9号「専決処分事項について」の損害賠償額の決定につきましては、本年2月7日午後2時頃、防災危機管理課職員が市内光ヶ丘の相手方店舗前に公用車を駐車したところ、誤って店舗の屋根部分に車両を接触させ、相手方家屋に損害を与えたことによる損害賠償額が決定したものであり、本年3月31日に相手方と示談が成立し損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

28ページを御覧ください。

報告第10号「専決処分事項について」の損害賠償の額の決定につきましては、本年3月28日午前9時頃、尾鷲市福祉保健センター駐車場において、相手方が運転する車両が浄化槽の蓋部分を通過した際に開口部の蓋が跳ね上がり、当該車両の車体底面部が損傷したことによるものであり、本年5月22日に相手方と示談が成立し損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、31ページの報告第11号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和7年度事業計画及び予算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

議長（小川公明議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（世古基次君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（世古基次君） それでは、報告第11号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和7年度事業計画及び予算について」につきまして御説明いたします。

令和7年度事業計画及び予算の1ページを御覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。ここには、設立目的や基本財

産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページには、令和7年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議委員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページを御覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、せぎやま俱楽部の文化芸術展や夢舞台の発表会、共催事業として教育文化事業、その他、コンサートや映画会などを中心とした計画となっております。

次に、7ページを御覧ください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては、基本財産運用益5,000円で、これは定期預貯金利息収入であります。

事業収益325万6,000円は、入場料等収益25万6,000円、貸館利用料収益290万円が主なものであります。

予算減額の主な要因は、会館、貸館利用料の減少見込みによるものです。

次に、管理受託収益が4,537万2,000円。これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部合計は、4,863万4,000円であります。

次に、8ページを御覧ください。

支出の部、事業費であります。

職員雇用賃金1,395万円は、職員4名分の賃金、福利厚生費235万円は、職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費583万2,000円、賃借料86万1,000円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃借料等であります。

委託費1,320万3,000円は、会館保守管理業務委託費等です。

手数料214万3,000円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は、4,165万9,000円であります。

次に、9ページを御覧ください。

管理費のうち、主なものは、職員1名分の職員雇用賃金351万円、委託費の129万6,000円は、会館保守管理業務委託費であります。管理費予算合計は、697万5,000円であります。

支出の合計は4,863万4,000円となり、前年度と比較しますと34万3,000円の減額となります。

10ページから11ページは、正味財産増減計算ベースでの収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第11号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和7年度事業計画及び予算について」の御説明とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件であるため、これをもって終結いたします。

次に、日程第26、発議第5号「議会運営委員会事務調査に関する決議」及び日程第27、発議第6号「行政常任委員会事務調査に関する決議」の発議2件を一括議題といたします。

事務局長をして、お手元の発議を朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（小川公明議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

最初に、日程第26、発議第5号「議会運営委員会事務調査に関する決議」を採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、発議第6号「行政常任委員会事務調査に関する決議」を採決いたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（小川公明議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、議案の審査に当たり、慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いただきました議案第40号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」をはじめ、追加議案を含め、議案3件と報告第2号「専決処分事項の承認について」の尾鷲市税条例の一部改正をはじめとする報告10件につきまして、原案のとおり御承認いただきましたこと、厚く御礼申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（小川公明議員） 本日1日、エアコンのトラブルもあり、暑い中、誠に御苦労さまでした。

これをもって、令和7年度第2回尾鷲市議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 1時59分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会臨時議長 仲 明

尾鷲市議會議長 小 川 公 明

署 名 議 員 西 川 守 哉

署 名 議 員 野 田 憲 司